

2019年2月17日(日) 教育会館3F大会議室1 9時30～16時30分



受講資格 特になし 受講料 8000円(非組合員+6300円)

高さが2メートル以上の箇所があり、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業について、特別教育(6H)の受講が必要となりました。

(2019年2月1日施行)

フルハーネス 型安全帯使用 特別教育

9時30～14時30分

2019年3月24日(日) 市民会館

受講資格 特になし 受講料 6000円(非組合員+6300円)

丸のこ等 取扱い作業 従事者教育

厚労省から建設業等における携帯用丸のこ盤の安全教育の徹底に関する通達がありました。(平成22年7月14日、基安発0714第1号)

丸のこ等(携帯用丸のこ盤、携帯用丸のこ、可搬式丸のこ盤)を使用して行う作業に従事する労働者。



建物の解体、改修、改築時の石綿含有建材の除去作業。

事業者は、石綿取扱い作業については、主任者を選任して、作業に従事する労働者の指揮、保護具の使用状況の監視等の職務を遂行させなければなりません(労働安全衛生法第14条)

石綿作業 主任者 技能講習

受講資格 18歳以上 受講料 10000円(非組合員+6300円)

2019年3月23(土) 24日(日) 組合事務所 9時30～17時00分

技能講習受付中!

神奈川土建
相模原支部

042-754-8023

<http://www.kanagawadoken-sagami-hara.jp/>

〒252-0239 相模原市中央区中央2-4-10

申し込みは、必要書類をそろえて、支部事務所までお願いします。詳しくは、事務所に問い合わせるか、HPをご覧ください